

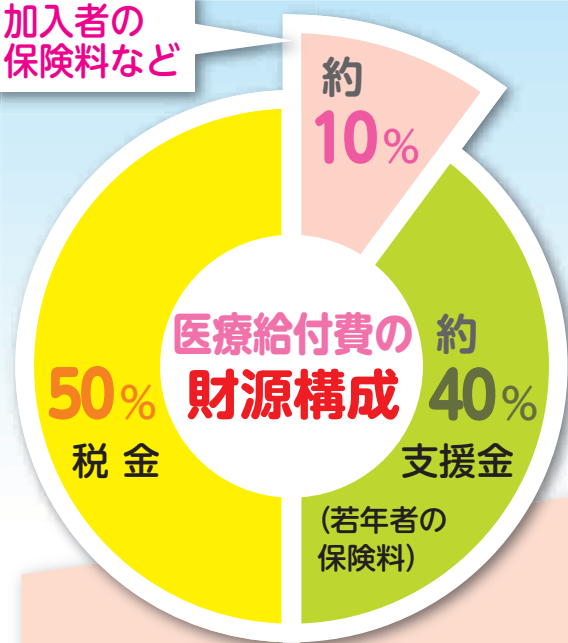
# 後期高齢者医療保険料について

保険料は、医療給付費に充てられる重要な財源となります。

**医療給付費のうち、  
約10%を保険料でまかないます。**

**山形県**  
医療給付費規模  
約**1,300億円**  
加入者数  
約**18万人**

加入者の  
保険料など

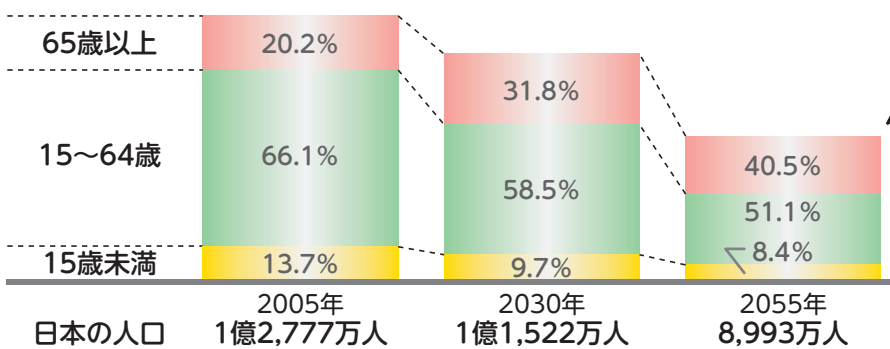


全ての加入者は、  
所得に応じて保険料を負担します。  
所得が低い方には、  
負担の軽減策が設けられています。

## 後期高齢者医療制度が必要となった背景

### 1 急速に進む高齢化に対応します。

総人口と65歳以上の人口割合



2055年、高齢者は  
日本の人口の  
約**40%**

高齢化にともない制度を支える現役世代が減るので、高齢者も負担していくことが不可欠です。

平成21年版厚生労働白書より作成

### 2 保険料負担を公平にします。

加入者全員が公平に負担する仕組みです。

これまでの  
高齢者の保険料は…

- 国民健康保険 世帯員分は世帯主が負担。
- サラリーマンの健康保険 扶養家族分は負担なし。

# 納めていただく保険料

保険料は所得割額と均等割額の合計で個人ごとに計算されます。



賦課限度額

年50万円が上限です。

後期高齢者医療制度の

## 保険料

- ① 所得割額
- +
- ② 均等割額

### 所得割額

所得に応じて負担  
(22年中の所得-33万円)  
×7.12%  
(所得割率)

### 均等割額

加入者全員が  
公平に負担  
38,400円

所得が少ない方への保険料軽減策

対象者	加入者本人の所得		世帯主の合計所得	33万円以下		{33万円+ (世帯主を除く加入者数×24.5万円) 以下}		{33万円+ (加入者数×35万円) 以下}	
	91万円以下			加入者全員が年金収入80万円以下 (他の所得なし)	左記以外	以下	以下		
軽減内容	5割軽減		軽減内容	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減		

(均等割額軽減判定時の年金所得計算方法)  
年金所得=年金収入-公的年金等控除額-特別控除(15万円)

参考 公的年金等に係る雑所得の計算方法(65歳以上の方)  
求める所得金額=公的年金収入額-公的年金等控除額

公的年金収入額	公的年金等控除額
330万円未満	120万円
330万円以上410万円未満	公的年金収入額×0.25+37万5千円
410万円以上770万円未満	公的年金収入額×0.15+78万5千円
770万円以上	公的年金収入額×0.05+155万5千円

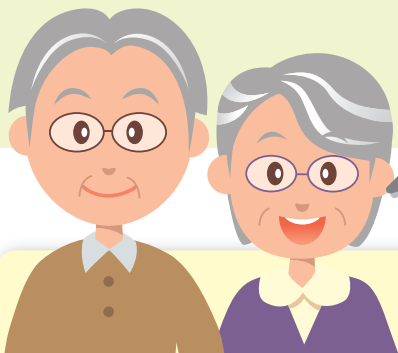
サラリーマンの扶養家族(※1)だった方には特別措置があります。

**保険料** ①所得割額の負担なし  
②均等割額は9割軽減 になります。

その結果

平成23年度の保険料  
年間**3,800**円です。

(※1) 国保に加入していた方は対象になりません。



夫婦2人の保険料は  
どのくらいの額になりますか？

次のようになります。



## 年間保険料の具体例

### 例1 二人世帯

所得割額  
5割軽減

均等割額  
8.5割軽減

夫78歳  
(世帯主)  
年収160万円  
(年金収入のみ)  
所得40万円

妻76歳  
収入79万円  
(年金収入のみ)  
所得0円

	所得割額	均等割額	合計(年額)	年間保険料額
夫	2,492	5,760	8,252	8,200
妻	0	5,760	5,760	5,700

単位:円

### 例2 二人世帯

所得割額  
5割軽減

均等割額  
5割軽減

夫78歳  
(世帯主)  
年収180万円  
(年金収入のみ)  
所得60万円

妻76歳  
収入79万円  
(年金収入のみ)  
所得0円

	所得割額	均等割額	合計(年額)	年間保険料額
夫	9,612	19,200	28,812	28,800
妻	0	19,200	19,200	19,200

単位:円

### 例3 二人世帯

所得割額  
なし

均等割額  
9割軽減

夫78歳  
(世帯主)  
年収79万円  
(年金収入のみ)  
所得0円

妻76歳  
収入79万円  
(年金収入のみ)  
所得0円

	所得割額	均等割額	合計(年額)	年間保険料額
夫	0	3,840	3,840	3,800
妻	0	3,840	3,840	3,800

単位:円

### 例4 複合世帯

所得割額  
5割軽減

均等割額  
軽減なし

子ども  
(世帯主)  
所得100万円

夫78歳  
(年金収入のみ)  
収入160万円  
所得40万円

妻76歳  
(年金収入のみ)  
収入79万円  
所得0円

	所得割額	均等割額	合計(年額)	年間保険料額
夫	2,492	38,400	40,892	40,800
妻	0	38,400	38,400	38,400

単位:円

75歳になられた方は、月割りで保険料を計算します。

後期高齢者広域連合のホームページでは、保険料の試算ができます。

ホームページへのアクセスは

山形県後期高齢者保険料試算

検索

でホームページが  
ご覧になれます。



# みんなで納める保険料

保険料は、原則として年金からの天引きでお支払いいただきます。  
対象となる年の年金受給額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書または口座振替でお支払いいただきます。

## 対象となる年金（※）受給額

年額18万円以上

年額18万円未満

## 介護保険料と合わせた保険料額

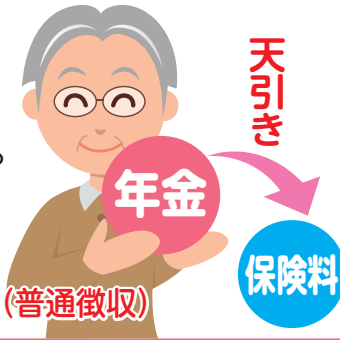
年金額の1/2を超えない方

年金額の1/2を超える方

## 特別徴収

年金天引き されます

年金支給ごとに  
2ヶ月分が  
天引きされます。



【ご注意ください】  
加入当初は  
納付書で納めます。（普通徴収）

## 普通徴収

口座振替・納付書 で納めます

納付書が届いたら  
金融機関等に  
納めます。



【ご注意ください】  
忘れずに期限までに納めましょう。  
未納になると督促状が届きます。

## 希望すれば

口座振替でのお支払いも選択できます。  
事前に市町村にお問合せください。

- 年金天引きが止まるまで、少しの間（2～4ヶ月程度）が必要です。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、支払った方（口座名義人）が受けられます。

納付が困難な場合、市町村担当窓口にご相談ください。

事情をお聞きしてきめ細かく対応をします。  
ご連絡がないまま滞納が続くと、次の手続きがとられることがあります。

- 一定期間の滞納があると…有効期間の短い保険証への切り替え（短期被保険者証）
- さらに、特別な理由もないまま滞納が長引くと…医療機関の窓口で、一旦、医療費全額を自己負担（資格証明書）

（※）「特別徴収の対象となる年金」を複数受給している方で、特別徴収の優先順位が高い年金の年間受給額が少ない場合、普通徴収となる場合があります。

ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村窓口または山形県後期高齢者医療広域連合へお気軽にお問合せください。また、山形県後期高齢者医療広域連合のホームページでも、制度等についてお知らせしています。「山形県後期高齢者医療広域連合」と入力し検索、アクセスしてください。

### ●お問合せ先

お住まいの  
市町村担当窓口

または

## 山形県後期高齢者医療広域連合

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地  
TEL 0237-84-7100 <http://www.yamagata-kouiki.jp/>